

第三	第二	第一	日程	<p style="text-align: center;">平成三十年七月三日（火）</p> <p style="text-align: center;">午前十時開会</p>	<p style="text-align: center;">議事日程</p> <p style="text-align: center;">守口市門真市消防組合議会臨時会</p>
選第一号			事件番号		
議長の選挙	会期について	仮議席の指定	事件名		
			備考		

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成三十年七月三日（火） 午前十時開会

第九	第八	第七	第六	第五	第四	日程
諮問第一号	議案第六号	議案第五号	選任同意第一号	選第二号		事件番号
退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について	消防車両（はしご車）購入契約の締結について	消防車両（救助工作車）購入契約の締結について	監査委員の選任について	副議長の選挙	議席の指定	事件名
						備考

平成三十年七月三日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

(守口市門真市消防組合消防本都会議室)

○ 出席議員(十五名)

○ 議事日程

平成三十年七月三日(火) 午前十時開会

日程第一	仮議席の指定	五番	戸田久和	議員
日程第二	会期について	六番	今田哲哉	議員
日程第三	議長の選挙	七番	亀井淳	議員
日程第四	議席の指定	八番	酒井美知代	議員
日程第五	選第二号	九番	大藤みつ子	議員
日程第六	選任同意第一号	十番	福西寿光	議員
日程第七	議案第五号	十一番	西尾博道	議員
	約の締結について	十二番	小鍛冶宗親	議員
日程第八	議案第六号	十三番	竹嶋修一郎	議員
	消防車両(はしご車)購入契約の締結について	十四番	阪本長三	議員
日程第九	諮問第一号	十五番	江端将哲	議員
	退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について			

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管	副	副	消	次	次	守	門	總	予	警	司	特	會
理	管	管	防			口	真	務	防	備	令	別	計
者	理	理	長	長	長	消	消	課	課	課	課	救	管
西	宮	中	熊	池	谷	防	防	長	長	長	長	助	理
端	本	村	本	邨	本	署	署	北	福	山	西	隊	者
勝	一	誠	正	行	寿	長	長	山	井	田	尾	長	
樹	孝	仁	雄	弘	一	日	好	義	裕	幸	秀	土	
						比	川	人	次	彦	昭	井	
						敏	和	彦				義	
						夫	彦					治	
												隆	
												博	

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	多田昌生
守口市危機管理室長	古川富郎
門真市総務部長	大兼伸央
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課 参事	中田一人
総務課 長補佐	宮崎智之
総務課 総務係長	馬場大輔
総務課 総務係長	山本大介
守口消防署消防第一課長補佐	庄子孝之
門真消防署消防第一課長補佐	小田正裕

~~~~~

午前十時開会

○ 宮崎智之総務課長補佐 会議を開会されるに当たりまして、事務局から一言申し上げます。

本日は、守口市議会及び門真市議会において消防組合議会議員の改選が行われ、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日御出席の年長議員は今田哲哉議員でございますので、ここに御紹介を申し上げますとともに、今田議員の議長席への御着席をお願いいたします。

(今田哲哉臨時議長議長席に着く)

○ 今田哲哉臨時議長 おはようございます。ただいま御紹介をいただきました今田哲哉でございます。地方自治法第百七条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

なお、私の職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時間でございますので、御挨拶は省略させていただきますと思います。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 今田哲哉臨時議長 管理者

○ 西端勝樹管理者 改めまして、おはようございます。

まずもって、この度の大阪北部地震に伴い、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙の折りにもかかわらず、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます。

この度、議員各位には、守口、門真両市議会の役員改選により、本消防組合議会議員をお願いすることとなりました。議員各位におかれましては、消防行政の円滑な運営のため、なお一層の御指導、御協力を賜りますようよろしく

お願いを申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会におきましては、議会の構成を初め、選任同意、契約の締結及び退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決に関し、御審議をいただくことと相成っております。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 今田哲哉臨時議長 それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ 今田哲哉臨時議長 定足数は超過しておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。池田議員、阪本議員にお願い申し上げます。

日程に入ります前にここで、消防組合幹部職員の紹介を受けることといたします。

○ 熊本正雄消防長 議長

○ 今田哲哉臨時議長 消防長

○ 熊本正雄消防長 それでは、消防組合幹部職員の御紹介を申し上げます。

私、消防長の熊本正雄でございます。続きまして、次長の池邨行弘でございます。

同じく次長の谷本寿一でございます。

守口消防署長の日比敏夫でございます。

門真消防署長の好川和彦でございます。

総務課長の北山義人でございます。

予防課長の福井裕次でございます。

警備課長の山田幸彦でございます。

司令課長の西尾秀昭でございます。

特別救助隊長の土井義治でございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 今田哲哉臨時議長 紹介は終わりました。

これより議事に入ります。

直ちに日程に入ります。本日、臨時議長において行う日程は、お手元の議事日程のとおり日程第一「仮議席の指定」から日程第三、選第一号「議長の選挙」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それではまず、日程第一「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、臨時議長において指定いたします。各議員の氏名とその仮議席の番号を書記から朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 敬称は略させていただきます。

- 一番 池田 治子
  - 二番 森 博孝
  - 三番 岡本 宗城
  - 四番 内海 武寿
  - 五番 戸田 久和
  - 六番 今田 哲哉
  - 七番 亀井 淳
  - 八番 酒井 美知代
  - 九番 大藤 みつ子
  - 十番 福西 寿光
  - 十一番 西尾 博道
  - 十二番 小鍛冶 宗親
  - 十三番 竹嶋 修一郎
  - 十四番 阪本 長三
  - 十五番 江端 将哲
- 以上でございます。

○ 今田哲哉臨時議長 ただいま朗読したとおり、仮議席を指定いたしました。

次に、日程第二「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 今田哲哉臨時議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第三、選第一号「議長の選挙」を行います。

○ 三番 岡本宗城議員 議長

○ 今田哲哉臨時議長 岡本議員

○ 三番 岡本宗城議員 この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任いたします。

○ 今田哲哉臨時議長 ただいま岡本議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 今田哲哉臨時議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会議長には江端将哲議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **今田哲哉臨時議長** 異議なしと認めます。よって、組合議会議長には江端将哲議員が当選人と決しました。

この際江端議員より御挨拶を受けることといたします。

○ **十五番 江端将哲議員** 一言御挨拶を申し上げます。

この度、皆様方の御推挙を得まして、消防組合議会議長の重責を賜りましたことは、誠に光栄の至りでございます。もとより私は浅学非才ではございますが、皆様方の御指導、御助言をいただきまして、誠心誠意努力を傾注し、この重責を全ういたしたい所存でございます。何とぞ皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援を賜り、円滑な消防組合議会の運営に御協力くださいますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **今田哲哉臨時議長** 議長の御挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、

新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(今田哲哉臨時議長退席、江端将哲議長議長席に着く)

○ **江端将哲議長** それでは、引き続き議事を行います。

本日の日程は、お手元の議事日程のとおり日程第四「議席の指定」から日程第九、諮問第一号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について」までの計六件を付議すべきことと相成っております。

それでは、日程第四「議席の指定」を行います。

議席は、議長において指定いたします。各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定いたします。

次の日程に入るに先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から、去る三月から六月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上、報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第五、選第二号「副議長の選挙」を行います。

○ **十一番 西尾博道議員** 議長

○ **江端将哲議長** 西尾議員

○ **十一番 西尾博道議員** この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条

第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任いたします。

- **江端将哲議長** ただいま西尾議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題として、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **江端将哲議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会副議長には内海武寿議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **江端将哲議長** 異議なしと認めます。よって、組合議会副議長には内海武寿議員が当選人と決しました。

- **四番 内海武寿議員** 一言御礼の御挨拶を申し上げます。ただいま皆様方の御推挙によりまして、本消防組合議会の副議長に当選させていただきました。心より厚く御礼を

申し上げます。

人格、識見ともに優れた議長を初め、議員各位の良き御指導、御助言を賜りながら、この大任を果たすべく、努力をいたしたい所存でございます。どうか、今後とも変わらぬ御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

- **江端将哲議長** 次に移ります。日程第六、選任同意第一号

「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第一百七十七条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。

(当該議員退場)

- **江端将哲議長** 書記をして議題を朗読させます。

- **宮崎智之総務課長補佐** 選任同意第一号

監査委員の選任について

守口市門真市消防組合 議員 福西 寿光 守口市議会議員

議員の中から選任すべき監査委員に、右の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求めます。

平成三十年七月三日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 江端将哲議長 理事者より提案理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 江端将哲議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました選任同意第一号

「監査委員の選任について」でございますが、この度の両市議会の改選によりまして、議会議員のうちからお願いをいたしております監査委員が欠員となっておりまして、守口市選出の福西寿光議員を最も適任と認め、選任いたしました。存じますので、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○ 江端将哲議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第一号を採決いたします。本件はこれ

を同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際御退場願っております福西議員の入場を願うことといたします。

(福西議員入場)

○ 江端将哲議長 この際福西寿光議員に申し上げます。本件について、ただいまの審議の結果、同意することに決しました。

○ 十番 福西寿光議員 この度は、組合議会選出の監査委員

に御同意をいただき、ありがとうございます。もとより微力ではございますが、職責を全うするために誠心誠意務めてまいりたいと存じますので、どうか皆様方の御指導、御鞭撻、よろしくお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

○ 江端将哲議長 次に移ります。日程第七、議案第五号「消防車両(救助工作車)購入契約の締結について」及び日程第八、議案第六号「消防車両(はしご車)購入契約の締結について」を併せて議題といたします。

○ 十一番 西尾博道議員 議長

○ 江端将哲議長 西尾議員

○ 十一番 西尾博道議員 この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました議案第五号、議案第六号の二議案及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ 江端将哲議長 ただいま西尾議員から、議案第五号、議案第六号の二議案及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 議案第五号

消防車両(救助工作車) 購入契約の締結について

消防車両(救助工作車) 購入契約を、次のように締結する。

平成三十年七月三日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

議案第六号

消防車両(はしご車) 購入契約の締結について

消防車両(はしご車) 購入契約を、次のように締結する。

平成三十年七月三日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 江端将哲議長 提案理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第五号及び議案第六号につきまして、関連がございますことから、一括して御説明申し上げます。

なお、この契約につきましては、予定価格が二千万円以上の動産の買入れに該当することから、議決を要し、上程させていただいたものでございます。

はじめに、議案第五号「消防車両(救助工作車) 購入契約の締結について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議五―一及び二を御参照賜りたいと存じます。

それでは内容につきまして、御説明申し上げます。救助工作車(Ⅱ型)は、平成十五年度に購入し消防本部特別救助隊に配備しております救助工作車(Ⅲ型)の更新整備で

あります。

契約方法については、去る五月三十一日に、七業者による指名競争入札を行い、議案書記載のとおり、大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号、SORA新大阪二十一、千四百一室、キンパイ商事株式会社 代表取締役 松浦 英男が予定価格範囲内の一億四千八十万円で落札し、消費税八パーセント分を加算した一億五千二百六万四千円にて六月一日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

その他、入札参加業者及び入札書記載金額は、株式会社モリタ関西支店が一億四千四百九十万円、日本機械工業株式会社大阪営業所が一億四千七百万円、株式会社吉谷機械製作所が一億五千六百万円、小川ポンプ工業株式会社が一億六千万円、ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社赤尾大阪営業部が辞退でございます。

なお、落札率につきましては、九十五パーセントでございます。

次に車両等の概要につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件参考資料議五―一及び二を御開き願いたいと存じます。

この車両は、五・五トン級シャシを使用し、車体装備には、最大引張力五トン以上の前後引きウインチ装置を初め、

最大つり上げ能力が二・九トン級の直進式クレーン装置、出力十キロボルトアンペアを有したLED式三千瓦ットの発電照明装置を備え、また、化学剤検知器や除染システムなど、特殊災害において必要不可欠の資機材を整備しております。

このように、今年度に整備する救助工作車は、火災、交通救助等の災害を初め、複雑多様化する都市型災害や特殊災害、また、今後発生が危惧される東海、東南海、南海地震のように、守口市、門真市管内において多大な被害が生じる恐れのある災害に対しても、最大限の活動ができる高性能の車両となっており、あらゆる災害に万全を期するとともに、守口市、門真市の市民の安心、安全を守り、市民の負託に応えるものであります。

続きまして、議案第六号「消防車両（はしご車）購入契約の締結について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議六―一及び二を御参照賜りたいと存じます。

それでは内容につきまして、御説明申し上げます。三八メートル級はしご付消防自動車は、平成十年度に購入し、門真消防署南部出張所に配備しております三十メートル級はしご付消防自動車の更新整備であります。

契約金額は、二億八百二十二万四千円であります。

契約先は、議案書記載のとおり兵庫県三田市テクノパーク二番地の三、株式会社モリタ関西支店 支店長 合田 努と去る五月二十二日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

特殊な車両でありますはしご車の製造メーカーは、外国製を除き、国内では株式会社モリタと日本機械工業株式会社の二社のみでございます。その二社のはしご車について性能等を比較しましたところ、株式会社モリタが製造するはしご車は、四輪操舵を備えており、日本機械工業株式会社の製造するはしご車よりも最小回転半径が約一メートル小さく、非常に小回りの利く車両となっているなど、機能性及び走行安定性ともに優れており、また、はしご車の特性上、異常時には専門員による修理又は整備が必要であり、株式会社モリタ関西支店は、本消防組合の近隣に所在を置いており、迅速な対応が可能となることから、同社と随意契約を交わそうとするものでございます。

次に車両等の概要につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件参考資料議六―一及び二を御開き願いたいと存じます。

この車両は、はしご車専用シャシで三百八十馬力のエンジンを搭載し、最小回転半径が七・二メートルと非常に小

回りが利き、コンピューターコントロール方式のトランスミッションとABS制動装置を装備し、走行安定性が非常に高い車両であります。

次に、はしごの性能でございますが、地上からの高さは五連組立で四十・四メートル、また、先端バスケットと昇降用リフト同時使用対応車であり、十分な強度と安全性を有しておりますとともに、標準装備といたしまして多数の安全装置を設けているものでございます。

このように、今年度に整備するはしご車は、本消防組合の中高層建築物の火災に、迅速かつ安全に対応でき、守口市、門真市の市民の安心、安全を守り、市民の負託に応えるものであります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 江端将哲議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

○ これより議案第五号及び議案第六号を併せて採決いたします。ただいまの二議案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、ただいまの二議案は原案のとおり可決されました。

○ 次に移ります。日程第九、諮問第一号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について」を議題といたします。

○ それでは、書記をして、議題を朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 諮問第一号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決をすることにについて、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百六条第二項の規定により議会に諮問する。

平成三十年七月三日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 江端将哲議長 提案理由の説明を求めます。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 江端将哲議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 ただいま御上程賜りました諮問第一号、「退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件諮一―一及び裁決書(案)を、あわせまして付議事件参考資料諮一―一を御参照願います。

○ この諮問の趣旨でございますが、平成二十九年三月二十七日に消防長が行いました退職手当の不支給処分について、これを不服として同年五月二十三日に審査請求がなされたものでございます。

○ 消防長が行った処分でございますが、地方自治法第二百六条第一項の規定により、長である管理者に対しまして審査請求がなされ、同条第二項の規定に基づき、審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならぬため、裁決案を議会に諮問し、決定するものでございます。

○ 事案の概要でございますが、平成二十九年三月二十七日、審査請求人が平成二十六年十月から平成二十七年十二月までの間、整骨院と共謀し、診療報酬を欺いたことが、刑法

第二百四十六条に規定する詐欺に該当し、地方公務員法第三十三条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、同法第二十九条第一項第一号（法令違反）及び同項第三号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するとして、懲戒免職処分とし、あわせて、同日、退職手当支給制限処分を行ったものです。

本件は、審査請求人が、懲戒免職処分は不当又は違法であり取り消されるべきものであるから、本件退職手当支給制限処分はその前提を欠くこととなる、あるいは、仮に懲戒免職処分が有効であっても、退職手当の全額不支給を内容とする本件退職手当支給制限処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものであるとして、その取消しを求めた事案でございます。

当事者双方から弁明書、反論書、関係証拠書類等の提出を受け、種々慎重に審理、検討した結果、裁決案のとおり、本件請求は棄却されるべきものと考えております。

その理由といたしまして、審査請求人は刑法犯に該当する行為に加担したのであって、その非違の程度が高いことは論を待たず、審査請求人が受け取っていたのは月額五千円と高額とはいえないが、審査請求人が加担、協力することにより、整骨院は多額の診療報酬を詐取していたものと

思われ、その被害額が少額であるとはいえず、審査請求人の行為は約一年半もの長期にわたるものとなっております。また、人事院が公表する「懲戒処分の指針」において、公務外非行関係の詐欺については停職又は免職するものとされていることに鑑みると懲戒免職処分をすることが、不当、違法であるとまではいえないものであります。

仮に懲戒免職処分が有効であっても、退職手当の全額不支給を内容とする本件退職手当支給制限処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものであるとの審査請求人の主張に対しまして、その退職手当を支給するか否かについては、守口市門真市消防組合消防職員の退職手当に関する条例第十二条第一項に記載された諸事情を考慮しつつ、処分庁の裁量に基づいて判断されるべき事項であり、また、国家公務員退職手当法の運用方針においても、懲戒免職処分相当の場合は、退職手当を全額不支給とすることを原則としております。

本件詐取行為が長期にわたる詐欺行為での金銭の領得であるという点に鑑み、審査請求人が懲戒免職という重大な制裁を受けていることを勘案しても、退職手当を全額不支給とすることが、裁量権の逸脱であるとはいえないとの結論に至ったものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 江端将哲議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。門真市議の戸田です。この消防職員がかかわった事件そのものは、診療報酬の不正請求事件として、現職の市議会議員が主犯格、これは四回も逮捕された。もう大事件で、テレビ、新聞で大分報道された事件なんですけども、この審査に先立って、関連してですね、そもそもこの詐欺事件というのはどういう事件だったのかを詳しく説明してください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山課長

○ 北山義人総務課長 戸田議員の御質問にお答えいたします。二十十六年、平成二十八年四月、交通事故の保険金を詐取した疑いで、運営会社現社長と元院長が逮捕され、同年十月六日、傘下の整骨院で療養費をだましとったとして、詐欺容疑で元池田市議が逮捕されたものでございます。

さらに、二十十七年、平成二十九年一月十日に、元職員

が仲介者として患者を整骨院に紹介し、整骨院の診療報酬の不正受給に加担したとして逮捕され、三名の元職員も水増ししていることを知りながら受診し、報酬等を受給していたとして、警察から事情聴取を受け、後日送検されたものでございます。

三名の元職員の件につきましては、二十十七年、平成二十九年三月二十九日の消防組合議会において、当事者A消防士長につきましては、二十十四年、平成二十六年十月から二十十五年、平成二十七年五月までの八箇月間に、整骨院と共謀し、保険金をだまし取ったものです。

当事者Bにつきましては、二十十四年、平成二十六年十月から二十十五年、平成二十七年十二月までの十五箇月間に、整骨院から月五千円の謝礼をもらい、診療報酬の水増し請求に加担したものです。

当事者Cにつきましては、二十十四年、平成二十六年十一月から二十十五年、平成二十七年六月までの八箇月間に、整骨院から月五千円の謝礼をもらい、診療報酬の水増し請求に加担、また、二十十五年、平成二十七年七月から同年十二月までの六箇月間に、整骨院と共謀し保険金をだまし取ったものでございますと消防長から報告をさせていただいております。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。今説明があつたうちで、元議員とか、元市議とか、元職員とありますが、これは逮捕時、あるいは、事情聴取時は全部現職なんですね。現職の市会議員が詐欺をやつて逮捕された。現職の守門消防職員がこういうふうには逮捕されたり、事情聴取を受けた。そういうことですね。そのことをちよつと改めて確認しておきます。どうですか。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 当時は現職でございました。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。そういうこと確認した上で、この事件、この刑事事件全体ですね。市議から院長から含めた、容疑者とされた人物、A、B、C、Dそれぞれの肩書、地位と容疑内容を示してください。また、容疑者それぞれの逮捕とか起訴とか裁判の判決について、示してください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 Aにつきましては、審査請求人であり、元消防職員でございます。階級は消防士長でございます。Bにつきましては、審査請求人の代理人弁護士でございます。

Cにつきましては、整骨院経営者でございます。

Dにつきましては、元池田市議でございます。

Eにつきましては、元消防職員で階級は消防士長でございます。

逮捕、起訴、裁判の判決ですけれども、Aにつきましては、逮捕はされておりましたが、警察、検察での事情聴取の結果、二十七年、平成二十九年二月十日に詐欺、被疑事件で起訴されましたが、三月十三日に起訴猶予処分となりました。

Cにつきましては不明であります。

Dにつきましては、新聞報道によりますと、詐欺罪で懲役二年十箇月の実刑判決でございます。

Eにつきましては、二十七年、平成二十九年一月十日逮捕され、同年一月三十日に起訴され、詐欺、被疑事件として、二十八年、平成三十年三月六日に懲役三年、執行

猶予四年の判決を受けました。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今の説明の中でも、元市議とは、元消防職員とは、当時は現職であったことを指摘して、かつ、この男なんですけれども、詐欺をやつて、ずっと手を染めておりながら、二千十五年統一地方選、池田市議選で当選して、バレて逮捕されたけれども、議員は辞めない。そして、この男は、四回も逮捕されて、議員辞職勧告も全くはねつけながら、やつと二千十七年、去年ですよ、去年の十二月にやつと自分で辞職した。それは、このままでいけば、実刑が出るからやばいと、情状酌量をと狙つて、やったのはみえみえですけども。今年の二月に実刑、実刑ですよ、現職の議員に対して、二年十箇月これが出た、という重大な事件。ここに守門消防職員が巻き込まれ、あるいは加担していたという、この重大さをまず指摘して、次の項目に移りますが、この審査報告書十七ページもあつて、かつ、消防の議案説明のときに、非常に沈痛な面持ちで、丁寧に説明してもらいました。

これを、七ページを見ますとですね。この申立人が今回

の事件の前に消防学校を無断遅刻しておつたと、申立書で見ると、遅刻しただけで、それも何か大げさに騒がれてるみたいなことを、不満を不服申立書に書いてるんですけども。実態を見ますと、七ページ見ますと、その遅刻というのは、飲みに行つて、クラブへ行つて、女性と飲んで、ホテルへ行つて、そして、全くの無断遅刻したという、とんでもない事件だったんですね。それで、消防学校から、退校処分を受けるといふ、最もみつともないその処分を受け、そのことを受けて、消防署から、守門消防からは口頭嚴重注意を受けてたということなんですけれども。

そこで、お聞きしますが、この男の消防学校の無断遅刻、そして、退校処分というのは、消防議会に報告はされていましてでしょうか。

報告してない、消防議会に報告してないとすれば、その理由は何か。何かの規定によるものか。これまでの慣例によるものなのか。

三点目としては、こういう、消防学校の退校処分というふうな、退校つていうのは、学校から放り出すということですね。そういう処分事案も消防議会に報告すべきだと私は思うんですけども、消防の考え方はどうなんでしょうか。

議会に報告することに何か不都合があるのかということ  
併せてお答えください。

- 江端将哲議長 ただいまの戸田議員の御発言につきまして、  
後刻、速記録を調査の上、措置いたしますので、御了承  
願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

- 北山義人総務課長 議長

- 江端将哲議長 北山総務課長

- 北山義人総務課長 はい。退校処分とは、消防学校が行つ  
た処分であり、消防組合としましては、口頭厳重注意の  
措置を行ったものであります。これらの措置につきまし  
ては、消防組合議員及び議会への報告は必要ないと考え  
ておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げま  
す。

二点目、三点目の質問でございますけれども、「国家公  
務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処  
分の公表指針について」の通知において、懲戒処分は公表  
するものとすると言われていたことから、懲戒処分で公表す  
る場合につきましては、消防組合議員及び議会に報告いた  
しますが、今回のような措置につきましては、個人のプラ  
イバシーもあるため報告いたしておりません。

- 五番 戸田久和議員 議長

- 江端将哲議長 戸田議員

- 五番 戸田久和議員 消防側の見解、答弁というのは、お  
聞きしました。そういう規則になっておるということも  
理解はできますけれども、しかし、この重大な内容です  
ね、単に一回遅刻したで済まないこと。それをもって、  
絶対こいつは許せんといってやるよりは、若気のいたり  
として厳しくいさめながら、育てていくっていうのが、  
私は基本だと思っておりますけれども、これほど重大な、協議  
の過程で聞いてますと、こんな例はかつてなかったと、  
今後も起こるはずがないような、そういう不良行為なん  
ですね。一応、それについては、やっぱり消防議会にも、  
名前は出さなくても、報告した方がいいのではないかと、  
というふうなことを私の意見を申し述べて、最後の項目  
に移ります。

この刑事事件で、懲戒処分の対象となった守口市門真市  
消防組合の職員達への、懲戒処分の各種手続や処分発令と、  
それぞれの消防議会への報告について、時系列を追って説  
明してください。

- 北山義人総務課長 議長

- 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 今回の事件につきましては、二十七年、平成二十九年一月十日に元職員Eが逮捕されると同時に他の職員三名がかかわっていることを、警察から聴取したため、事件発覚と同時に事情聴取を実施し、その後も合計三回の事情聴取を実施いたしました。

二十七年、平成二十九年二月十日に書類送検され、三月十三日に起訴猶予処分となり、三月二十四日職員分限懲戒等審査委員会の答申を受け、三月二十七日付けで懲戒免職処分とし、あわせて、退職手当支給制限処分を行ったものでございます。

懲戒免職処分の公表にあたり、事前に消防組合議員に報告に回り、三月二十九日開催の消防組合議会において、消防長から経過報告とお詫びを行いました。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 そういう話は理解できました。最初、審査の相手方の言い分読んだときに、それもそうかなって思ったんですが、その実態、つまり消防署側からのそうではないんだと反論も、いちいち具体例を挙げたものを見て、これはひどいと。ちよつと反省のなさもい加

減にしたほうがいいと思えて、またこういう職員が、守門消防の若手の職員で育て上げてきた人が、こういう人が中には出てきてしまうんだということを、その現実に直面した消防幹部のつらさとかね、情けなさ、つらさということも、非常に痛く感じた次第であります。

こういうふうな処分はもうやむを得ないというか、もう当然だということを意見を述べまして、私の質疑を終わります。どうも。

○ 江端将哲議長 御発言は御意見として受け賜っておきます。他に質疑はありませんか。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 本裁決書（案）の内容について、疑問点がございますので、三点にわたって質問させていただきます。

まず、共同正犯が成立するためには、二人以上の行為者に、主観的に共同実行の意思、共同加功の意思、意思の連絡が存することとともに、客観的に共同実行の事実、共同加功の事実、行為の分担が認められることが必要であるとされています。

広義の共犯において、犯罪行為を共同で実行する意思を

双方が連絡を行いながら、共に、あるいは分担して実行していることが認められることが必要であるとしています。

ところが、争点一におけるC、D、Eとの共謀の認定について裁決書（案）において処分庁の主張はC、Eと共謀して診療報酬詐取に加担したと断じていますが、具体的に何日、どの場所で本件詐取行為の意思を確認し計画したのかという最も重要な部分が明らかにされていません。

通院者の頭数を増やすだけで月五千円の謝礼は社会通念上不自然というだけでは客観的な証拠とはいえない難しいものです。

検察、警察の取調べにおいて、自己の所為が詐欺に当たるとを認めたとしていますが、事実行為として、つまり結果として詐欺に当たるとを認めたことに過ぎず、C、Eとの詐欺の共同行為の意思があったことを認めたものではありません。

そこで、一つ目の質問に入らせていただきます。争点に対する判断については、無料で整骨院の施術を受けていたこと、Eから月五千円の金員を受け取っていたこと、アンケートを整骨院に持参していたこと、未記入の療養費支給申請書にサインをしたこと、医療費のお知らせを受け取って特段の対応をとらなかったことが、詐欺の事実を知っ

ていたことになっており、その行為に加担したことで共謀が認められるとしています。

しかし、裁決書（案）の判断でも述べているとおり、直接的、明示的に詐欺を行うとのやり取りをしたという証拠はありません。

争点に対する判断についての中で、審査請求人が処分庁の事情聴取において述べていることがいくつか例示されていますが、そのことが直ちに共謀したという認識に到達するものでもありません。

当初に述べたとおり共犯とは、犯罪行為を共同で実行する意思を双方が連絡を行いながら、共に、あるいは分担して実行していることであるから、C、Eとの詐欺行為を実行する意思の連絡があったことを客観的に証明しなければなりません。

いわゆる単に名義貸しという安易な気持ちでの加担であれば、結果的には詐欺行為に加担したということになるが共犯とまではいえません。ましてや、正犯と同様の共同正犯には全く当たらないものです。

百歩譲って、正犯であるC及びEをほう助したいわゆる従犯としての共犯であったとしても、刑法第六十二条、正犯をほう助した者は、従犯とする。刑法第六十三条、従犯

の刑は、正犯の刑を軽減すると刑法の規定に照らせば、当然刑の軽減があつてしかるべきであり、刑法の減刑はすなわち行政処分にも準用されるべきです。

事実の積み重ね、客観的証拠の積み重ねこそが人を処分する最大の要件であります。審査請求人がC及びEとどのような意思の確認連絡を行っていたのか全く不明なまま、不自然であるとか、詐欺行為として立件されていない整骨院の院長とのアンケートに関するやり取り、白紙申請書へのサインなどをもってC及びEとの共謀があつたと認定するのは早計であり、論理破綻です。

そこで裁決書(案)が述べるようにどうしても詐欺の共犯であるとするならば、C及びEと審査請求人が、どのような意思の確認があつたのか事実関係について明らかにしてください。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 江端将哲議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 大藤議員の御質問にお答えいたします。

審査請求人は、平成二十六年八月頃にC氏からの誘いに對し、自らの意思で電話連絡を取り、当初は、施術料を免除し、逆に患者に対して謝礼として毎月五千円を支払うことに不自然さを感じながらも、誘惑に負け、発覚しなければ

ば良いとの勝手な思いで誘いにのり、法令に違反する行為に自分の意思で加担したことは、刑法上の犯罪構成要件である共犯にあたるものと判断いたしました。

以上でございます。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。次に二つ目の質問に移ります。

共犯の成立要件である客観的に共同行為の事実が認められるかという点でも疑義があります。

審査請求人が診療報酬の請求を行ったわけでもなく、本件事件の裁判では、C、Dは六百万円の詐欺、Eは百二十万円の詐欺が認定されていますが、では、審査請求人が詐取した金額はいくらだったのでしょうか。明らかにしてください。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 江端将哲議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 診療報酬の水増し金額につきましては、不明でございますが、審査請求人は、Eを経由し謝礼として毎月五千円を計画的、継続して十五箇月間にわたり合計七万五千円を領得したものであり、不正な金銭の領

得であります。

以上でございます。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。次に三つ目の質問に移ります。

七万五千円の謝礼という金員を受け取ったこと及び四年以上も前の消防学校の無断欠席をもって懲戒免職処分を行い、あわせて退職手当の全額不支給の処分を下したものであります。本議会では地方自治法二百六条に基づくものであり、懲戒免職については審査の対象外でありますから、退職手当全額不支給について質疑を行います。

質問の一でも述べたとおり、処分の軽重は罪の軽重によって決まるものです。過去の諸事件、不祥事に対する処分との整合性も必要です。

金員の授受については過去いくつかの不祥事についても、具体的には指摘しませんが、そうであったし、刑法犯としての事件もありました。

しかしながら、それらはいずれも懲戒免職にはならず、したがって退職手当全額不支給の処分も行われていないものでした。

過去の例と比べると今回の処分は著しく不公平ではないかといわざるを得ませんが、それでも公平性は保たれているといえるのでしょうか。これまでの例と今回の件がどのようなに違うのか、具体的にお示しください。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 江端将哲議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 審査請求人は、診療報酬の水増し請求に加担するとともに、計画的に長期にわたり謝礼を不正領得するなどの公務員として、地方公務員法上の信用失墜行為にあたるとともに、一般市民の観点からも、刑法上の犯罪、詐欺罪にもあたるものであり、この不正な金銭の領得は重大な非違行為、かつ、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、この不正行為が職の信用を失墜させるものであります。また、審査請求人については、過去の非違行為について服務上の措置である口頭厳重注意を受けた者でありながら、その反省もなく今回の違法行為に及んだものであることを重くみて懲戒免職処分とし、あわせて退職手当不支給の処分としたものであり、過去の処分状況も鑑み、今回の処分については、今日の公務員に対する社会、市民の眼も勘案し、妥当性がありません。あり違法性はないものと考えます。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 以上、三点質問させていただきましたが、以下、私の意見を述べさせていただきます。

地方自治法第二百六条は今年四月一日から改正されました。

第二項、普通地方公共団体の長は、中略させていただきまます。前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。

第三項、議会は、前項の規定による諮問を受けた日から、二十日以内に意見を述べなければならない。との規定に基づき、裁決書（案）を添付した上で、本諮問が行われています。

退職手当全額不支給の処分について審査請求が行われました。そこで守口市門真市消防組合管理者が双方の主張を聞き、裁決を行うために議会の意見を求めているものです。議会として意見を述べるに際し、私は、議会の一員としての意見を述べます。

およそ、人が人を処分するに際して慎重かつ公平にそして客観的な事実に基づき行われなければならないことは論を待ちません。

裁決書（案）を拝読して感じることは、審査請求者の主張と処分庁の主張が争点として整理され、その争点を一つ一つ検討されていますが、共謀が行われたという客観的で正確な事実が明らかにされていないということです。

一体、審査請求人は、誰と何を共謀したのでしょうか。審査請求人が、不可解だと思ったことや不思議だと感じながら何も対処しなかったことが、不自然だから共謀して詐欺行為を行ったと結論づけていいのでしょうか。

裁決に際しての考察には一方的な推論に基づく断定が少なからず見受けられ、あまりにも強引な結論づけが行われています。

さらに、本件詐欺事件を担当した検察は審査請求人に対して、起訴猶予としたと、聞いています。

起訴猶予とは、罪を犯しており証明もできるが、軽い犯罪であるとか、被害者と示談ができて被害者も許してくれた、社会的制裁を既に受けている、深く反省しているなどの理由で、今回は、起訴しないであげますということです。

検察官が起訴するか起訴猶予にするかを考えるときの考

慮要素として、刑事訴訟法二百四十八条では、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の情状が挙げられています。

してみると詐欺事件については、審査請求人には、C及びD並びにEとは異なり、その罪の重さにおいて軽い犯罪であるか情状酌量の余地があるなどが考えられます。

私は、裁決書（案）が、退職手当全額不支給処分を、詐欺事件との共謀、共犯行為についてその重きを置いています。そのことにとらわれ過ぎていると感じています。

何ら具体的な事実に基づく証拠が示されておらず、刑法犯としての前歴についても前科にならないものである行政処分では共犯との断定では、審査請求人の名誉にも関わってくるものと推察します。

ただいえることは、診療報酬の不正請求を疑うに足る事実が何われ、無料で施術を受け、十五箇月もの長期にわたり、総額七万五千円の報酬を受領して、何ら対処をしなかったという事実そのものが実は、社会人としては失格であり、ましてや市民全体の奉仕者である地方公務員として、社会の安心、安全のために昼夜を分かたず働く消防職員としては失格であるといわなければなりません。

私は、詐欺事件に対する共犯としてではなく、以上の理由で退職手当全額不支給処分について同意するものです。以上です。

○ 江端将哲議長 ただいまの大藤議員の御発言は御意見として受け賜っておきます。

他に質疑はございませんでしょうか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 江端将哲議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今、大藤議員の意見、質問を聞きまして、私は非常に考えさせられました。確かに共謀について、私、不当な権力団体反対するという立場からそういう観点を非常に強く持つんですけれども、今、大藤議員が指摘された点はかなりもつともだ。私もそれはほぼ同意すると思います。ただ、最後は結論は同じなんですけども、この職員が、ましてこの間、不祥事があって、いくつあつて、議会にも取り上げられて、こんなことがないようにしようと全庁一丸でがんばってるさなか、

五千円、治療に行ったら五千円くれるよって、おかしいことをずっとほったらかしにして、他の職員との共謀の場合は不明ですけども、同じ署の中で、そしてかつての消防学校の不祥事について、まともに反省して、かつ、この間の消防の中でのいろんな不祥事に対する厳しい対処、注意喚起を普通に聞いてれば、こんな誘惑にのるわけがない。それがしかしというところは、非常に情けない。人間はいろんな人がいるんだと、最初、希望、意欲に燃えて、こうやっていろんなことがんばってやってきたけど、どっかでおかしくなる人、で、おかしくなるけれども、厳しく叱られて、立ち直る人とそうでない人と、いろいろいるんだというふう、複雑な気持ちを持ちますね。そういうことも勘案して、今回の退職金全額カットということは、もうやってしかるべき、そういうふうな、この処分自体は正しいと私は思っています、そのことを賛成討論として述べます。

○ 江端将哲議長 他に討論はございませんでしょうか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより諮問第一号を採決いたします。本案を原案主文

のとおり答申することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案主文のとおり答申することに決しました。

これより一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 では、門真市議の無所属、革命二十一の戸田です。一般質問を行います。

まず、項目の一ですね。一つの問題について、いくつかの項目に分けて質問するだけです。

項目の一、三月消防議会での、私の問題、質問提起を契機として、今年、二千十八年度から、四月からですね。消防議員に対する災害発生通報メール体制、略して言いますと、議員通報メール体制が始まりました。そこでお聞きしますが、まず、これはどういうシステムなのか。どういう事案で、どういうタイミングで、どこから誰に對してうんぬんということを詳しくお答えください。

そして、このシステムはいつから開始されたのか。

(3)として、最初に発信されたのは、いつ、どういう事案

で発信されたのか。

(4)として、最初の発信から六月三十日、土曜日までの間で、何回発信されたか。また、それはどういう事案だったか。

(5)このシステムでメール配信を希望する議員は、どういう手続をすればいいのか。

以上、まとめてお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 江端将哲議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これはどういうシステムか、につきましては、指令システムと連動し、原則として、第一出場以上の火災発生事案を出場指令後に指令センターから登録者に対して、緊急連絡というタイトルで、一事案につき一回発信します。

システムとしては、いつから開始されたか、につきましては、二十八年、平成三十年六月四日に送信したテストメールをもって開始されました。

最初発信されたのは、いつ、どういう事案で発信されたか、につきましては、二十八年、平成三十年六月十二日に発生した門真市三ツ島の火災出場事案について発信しましたが、結果として火災に至らない消防事故でした。

最初に発信から六月三十日、土曜日までの間で、何回発信されたか、につきましては、火災出場事案の二回です。

それぞれはどういう事案だったか、につきましては、六月十二日の事案のほか、六月二十九日に発生した守口市寺方元町の建物火災です。

このシステムでメール配信を希望する議員は、どういう手続をすればいいのか、につきましては、配信を希望するメールアドレスを消防本部総務課へ届けていただければ、指令センターで登録を行い、テストメールを送信し、到達が確認できれば配信開始されます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。

さて、この通称、議員通報メール体制では、議員が希望しますよというメールアドレスを消防署に届ければ、それに組み込んでもらえるというなんですけれども、この受信する議員の側で、これはちよつと、やってならないですよということとか、注意すべきことがあると思いますが、それはどういうことなのか、ちよつと詳しくお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 江端将哲議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 配信メールに対する返信メールや、質問メールについては、災害対応につきお断りしています。

指令センターへの直接の電話やメールでの問合せにつきましても、災害対応につきお断りいたしていますので、二千十八年、平成三十年の三月議会で御紹介いたしました災害情報テレホンガイド、通称もりかど災害ダイヤル、〇六一六九〇六一六〇〇二番で御確認ください。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。消防車両が出場した。それと同時に、ほぼ直後に、メールで一回だけ、メールでお知らせすると。それが結果として、大事故なのか、誤認で通報なのか、それは問わない。で、詳しい問い合わせはメールではしないで、災害ダイヤルに電話して、自分で確認してください。こういうことを確認した上で、次、具体的にちよつとお聞きします。三項目です。

さて、この新しい議員通報メール体制と従来からの、今

も続いている、守口市門真市それぞれでの、議員への火災等発生のお知らせを比較しますと、まず(1)、実例として平日水曜日の昼に火災が発生した場合、この場合は、A新しい議員通報メール体制では、議員に通報されるのはいつか。また、どのような形か。

B 守口市の従来方法の場合、守口市の議員に通報されるのはいつか。また、どのような形か。

C 門真市の従来方法の場合、門真市の議員に通報されるのはいつか。また、どのような形態でか。

次に、同じ水曜日でも、平日水曜日の夜に、勤務時間外ですね。夜に火災が発生した場合、このAの新しい議員通報メールでは、どうなのか。Bの守口市の従来方法では、どうなのか。C門真市の従来方法では、どうなのか。それぞれ、具体的に詳しくお答えください。よろしく。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 江端将哲議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 平日水曜日の昼に火災が発生した場合につきましては、新しい議員通報メール体制では、出場指令後、消防が出動した直後に議員にメールで通報されます。

守口市では、指令センターから危機管理室に電話連絡し、

災害規模により危機管理室から連絡を受けた議会事務局から、電話等による連絡で、水曜日の日中に議員に通報している」と聞いております。

門真市では、指令センターから危機管理課に電話連絡し、危機管理課から連絡を受けた議会事務局から議員控室におられる議員に水曜日の日中に口頭でお伝えするほか、問い合わせに応じていると聞いております。

平日水曜日の夜に火災が発生した場合につきましては、新しい議員通報メール体制では、出場指令後、消防が出勤した直後に、すなわち水曜日の夜に議員にメールで通報されます。

守口市では、指令センターから当直に電話連絡し、災害規模により夜間は当日、深夜帯は翌日この場合は木曜日早朝に議会事務局から電話等で、議員に通報している」と聞いております。

門真市では、指令センターから当直に電話連絡し、翌日、この場合は木曜日に、木曜日が休日である場合は金曜日に、連絡を受けた議会事務局から議員控室におられる議員に口頭でお伝えするほか、問い合わせに応じていると聞いております。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。今のお答えで確認しますと、守口市の場合は、夜間休日でも市の方に連絡いって、議会事務局から議員に対する電話ということはする仕組みになっている。しかし、門真市の場合は、夜間は議員に対しては、議会事務局自体に連絡が入らないし、日中でも休日の場合は、次の平日まで延ばされるといふ実態があるということが確認できました。

さてですね、今度は、これ最後の質問ですけれども、ではですね、例えば金曜日の夜に火災が発生した場合、次は土日という休日になるんですけれども、金曜日の夜に火災が発生した場合、Aこの新しい議員通報メール体制では、議員に通報されるのはいつで、どのような形か。B守口市の従来方法の場合はどうか。C門真市の従来方法の場合はどうか。それぞれまた、詳しくお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 江端将哲議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 新しい議員通報メール体制では、出場指令後、消防が出勤した直後に、すなわち金曜日の夜に議員にメールで通報されます。

守口市では、指令センターから当直に電話連絡し、災害規模により夜間は当日、深夜帯は翌日、この場合は土曜日早朝に議会事務局から電話等で、議員に通報していると聞いております。

門真市では、指令センターから当直に電話連絡し、月曜日に、月曜日が休日である場合は火曜日に連絡を受けた議会事務局から議員控室におられる議員に口頭でお伝えするほか、問い合わせに応じていると聞いております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 江端将哲議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。

ここでもですね、これは今さら、門真市の体制をもっときつくしろとかということはありません。少ない人数でいろいろやっているわけですから。それは仕方ない。ただ、指摘しますと、門真市の場合では、夜、休日は、全く、議会事務局自体に連絡が入らない。そして、月曜日がこれが休日であれば、さらに延ばされる。

例えば、大型連休の場合は、もっと延ばされる場合があるんですね。しかし、新しいこの緊急メール体制、議員通報体制というのは、消防車両が出場したと同時に希望する、

登録している議員、全部メールで一回行くわけです。ザーっと。あとは、各受けた議員が災害ダイヤルに電話する。

伝言で現状を確認して、必要であれば駆け付けるといことができますから、従来の連絡システムに比べたら、圧倒的に早く確実なんです。しかもメールできますから、そのメールでは、私も二回受けましたけれども、何しろどこそこって、詳しくもう書いてあるわけですね。災害の状況は分かりませんよ。大仕事なのか消火器のなんか、火災報知器の誤作動なのか、それは分かりませんよ。しかし、行先ははっきり分かるわけですよ。そういうことで、今聞きましたら、今のところこのメール体制に登録するのは十五人の守門消防議員で私人なんです、メールアドレスさえ持つておれば、皆さん全部持つてはるはずなんです。もう消防に届け出るだけで、全く無料で、簡単にできますので、是非、皆さんが、届け出るとお伝えして、それと同時に門真の議員だと門真市のせい、ことしかやっぱ普通は分からないし、この前では、旧トポス前の火災でも、新橋町の私が全く消防車の通りが聞こえず、分からなかったということがあります。しかし、このメール体制だと守門消防の、守口の、他市の管轄であろうとも、守門消防の管轄全てについて、連絡が入る。私たちは門真市の消防議員じ

やなくて、守門消防議会の消防議員ですから、これは是非このメール登録を活用されることを皆さんお勧めして、私の質問を終わります。どうもありがとうございますございました。

- 江端将哲議長 ただいまの戸田議員の御発言は御意見として受け賜っておきます。

これをもつて一般質問を終了いたします。  
この際申し上げます。

本年度の行政視察は、日程が決まり次第、議員を派遣したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 江端将哲議長 異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

- 西端勝樹管理者 議長

- 江端将哲議長 西端管理者

- 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただ

き、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございました。

また、この度新しく正副議長の御就任と議会構成が御決定されましたことは、誠に御同慶にたえない次第でございます。どうか、議員各位におかれましては、今後とも、より一層、本消防組合運営に御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

- 江端将哲議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本臨時会の全日程を滞りなく無事終了させていただきました、誠にありがとうございます。

また、組合議会役員選挙に当たりましては、各位の御理解と御協力をいただき、私ども正副議長に賜りました暖かい御声援とともに、ここに無事円滑に新しい組合議会の構成を遂げましたことに対し、改めてお礼を申し上げます。

私どもは消防行政に携わる者として、その職務を深く認識し、さらに研鑽を重ね、住民の福祉の向上のために最善の努力をいたす所存でございます。今後とも、議員各位を初め、理事者におかれましても、御指導を賜りま

